明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

｛（A－B）×0.7｝／Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式Ⅰによって算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Bを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五三六を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（A－B）×0.7｝／B＋1

｛（A－B）×0.7｝／Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該都道府県内の区域内の各市町村（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号。以下「奄美振興法」という。）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に係る市町村に限る。以下この号において同じ。）の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口を合算した数

［略］

10　前項第一号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和三年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和三年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［12　略］

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他教育費」及び「社会福祉費」にあつては、普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十二項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十二項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ係数にあつては、〇・九〇九に満たないときは、〇・九〇九）とする。

［一・二　略］

［14　略］

15　市町村の「港湾費」、「小学校費」及び「中学校費」に係る普通態容補正係数並びに「高等学

｛（A－B）×0.9｝／Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式Ⅰによって算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Bを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五五四を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（A－B）×0.9｝／B＋1

｛（A－B）×0.9｝／Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該都道府県内の区域内の各市町村（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号。以下「奄美振興法」という。）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第3条第3号に規定する離島に係る市町村に限る。以下この号において同じ。）の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口を合算した数

［同左］

10　前項第一号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和二年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和二年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［12　同上］

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他教育費」及び「社会福祉費」にあつては普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十二項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十二項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・九一〇に満たないときは〇・九一〇）とする。

［一・二　同上］

［14　同上］

15　「港湾費」、「小学校費」及び「中学校費」に係る普通態容補正係数並びに「高等学校費」、